

2023年2月14日

各 位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

元監査役との解決金にかかる合意書の締結 及び特別利益の計上見込みに関するお知らせ

当社は、2022年12月16日付「株主からの提訴請求に対する対応について」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主らから受領した2022年10月20日付「監査役に対する訴え提訴請求書（Raging Bull合同会社の件）」及び「取締役に対する訴え提起請求書（Raging Bull合同会社の件）」に対し、旧取締役及び現旧監査役に対して善管注意義務違反ないし忠実義務違反に基づく責任を問うるものの、訴訟提起を行う場合において見込まれる多額の費用の支出の必要及びその時期並びにゴーイングコンサーンとしての当社の経営資源の状況等をふまえると、提訴請求の受領より60日以内の段階という期間内に提訴をすることについてはやむを得ず控えざるを得ないものと判断しました。その結果、当社は、現状、Raging Bull合同会社の件に対する投資資金の回収不能（以下、単に「本件」といいます。）に関して旧取締役及び現旧監査役に対する損害賠償請求等の裁判上の請求を行っておりません。

他方で、当社は、上記リリースでもお知らせいたしましたとおり、旧取締役及び現旧監査役に対する訴外での交渉も別途進めてまいりました。そして、当社は、本日開催の取締役会において、当社の元監査役である六川浩明氏に対する債権回収の一環として、同氏との間で当社の請求に対する解決金の支払についての合意書（以下「本合意書」といいます。）の締結を決議いたしました。また、これに伴い特別利益を計上する見込みですので、併せてお知らせいたします。

1. 本合意書の締結について

当社取締役会は、第三者委員会の調査結果も踏まえ、現在把握している事実に基づき、本件について、同氏の監査役としての責任の有無及びその程度を慎重に検討した結果、同氏には、監査役としての会社法上の任務懈怠責任が存在するものの、その程度は比較的軽く、当該任務懈怠行為に重過失があるとまでは認められないとの判断に至りました。

また、当社取締役会は、上記に加え、同氏が当社による訴外での請求に対して自ら解決金の支払いを申し出たという経緯、本件に関して真摯に反省しているという同氏の良好な態度、及び、真相解明のために最大限協力するとの同氏の意向に鑑み、本合意書を締結することを決定いたしました。

2. 本合意書の内容について

本合意書は、同氏が本件に関する解決金として当社に対し一定額の支払義務がある旨が明記されており（解決金の額及び本合意書のその他の内容の詳細は、同氏との契約上、非開示とさせていただきます。）、仮に当社が現時点で把握している本件の真相とは異なる事実が判明し、これによって同氏の重過失を認定するに至った場合には、追加的に同氏に対して責任を追及す

ることを妨げないとする内容となっております。

3. 業績に与える影響

本合意書に明記された解決金は、同氏との合意により、分割弁済がなされる予定ですので、今後2年間にわたり、上記解決金が分割弁済される都度、特別利益として計上する見込みです。

当社は、2022年12月16日付「株主からの提訴請求に対する対応について」にてお知らせいたしましたとおり、今後も、訴外での損害賠償交渉あるいは当該株主より株主代表訴訟の提起があった場合には必要に応じて速やかに当該株主（原告）側に補助参加する等の適切な方法により、当社の被った損害の可及的な回復に努める意向です。

なお、本件に関し、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

以 上